

自力でたんを出すことが難しい人への「たん吸引」。医師法上の医療行為で、原則的には医師と看護師だけに認められている。しかし自宅では、家族が付きっきりでたん吸引しているのが現実で、中には疲れから体調を崩す人もいる。国は、家族の負担軽減のためヘルパーにもたん吸引を「容認」しているが、法の後ろ盾がない不安感から、ヘルパーによる吸引はなかなか広がらない。現状を探った。

## 自宅でのたん吸引

「優ちゃん、たん取るよ」。由美子さん＝仮名＝が息子の優君＝同＝に声を掛け、のどに直径2ミリの管を差し入れた。この管からたんを吸い出すことで呼吸しやすくなる。優君は自力でたんを出すことが難しいので、1時間に1、2回の吸引が必要だ。

優君が外出するとき、由美子さんはたん吸引のために毎回同行し、そばに付き添っている。自宅では以前、ヘルパーと訪問看護を利用していたが、ヘルパーにはたん吸引を頼めず、看護師も制度上、滞在が1時間に満たなかったため、食事の支度もままならなかった。「たんの吸引を頼める人がいれば」。ずっと、そんな思いを抱いてきた。

法律上、医師と看護師にしか原則的に認められていないたん吸引。しかし自宅では多くの場合、家族がそれを担っている。吸引をするために仕事を辞める人、24時間目を離せない人もいる。

「疲れると注意力が低下

## 足りない家族への支え

# 法と現実には隔たり

ポートネット ohana (オハナ) ケアセンター」(鴻上市)の代表・佐藤操さんは言う。

オハナは今年、介護福祉士とヘルパーの計4人が看護師の助言を受けながら設立した。メンバーの中には子どものたん吸引を経験してきた親もいる。「在宅、在宅と言うけれど、それを支える態勢が地域には十分整っていない。その人が暮らしやすく自宅で暮らせるように支援したい」(佐藤さん)

医療行為であるたん吸引を家族が担っているのだから、研修を受けて実践を重ねれば、ヘルパーが行うことも可能なはず。そうした声の高まりを受け、厚生労働省は2005年、各都道府県にこんな通知を出している。

「家族以外の人がたんの吸引をすることは、当面のやむを得ない措置として容認される」。「その場合は医師の指導を受け、家族の同意を得る」。ヘルパーによるたん吸引は法律では認められない。けれど国として、家族の負担を軽減するため「やむを得ず緊急的に認めるといふことだ」。

今、オハナのように医療的ケアを行うヘルパーを支えているのは、この一通の通知だけ。法的な後ろ盾は

なく、家族にとっても、へ

ルパーや事業所にとっても安心できる状況とは言えない。このため吸引するヘルパーが県内では増えていないのが実情だ。

「もし事故が起きたとき、その責任はどうなるのか。ヘルパーに研修を受けさせ、たん吸引をするのはやぶさかではないが、今の状況では怖くてできない」。県内のある訪問介護事業者は、こう話す。「ヘルパーに医療的ケアをお願いしたい」という家族の声がある一方、法と実態がかみ合わないままでは、そこに踏み

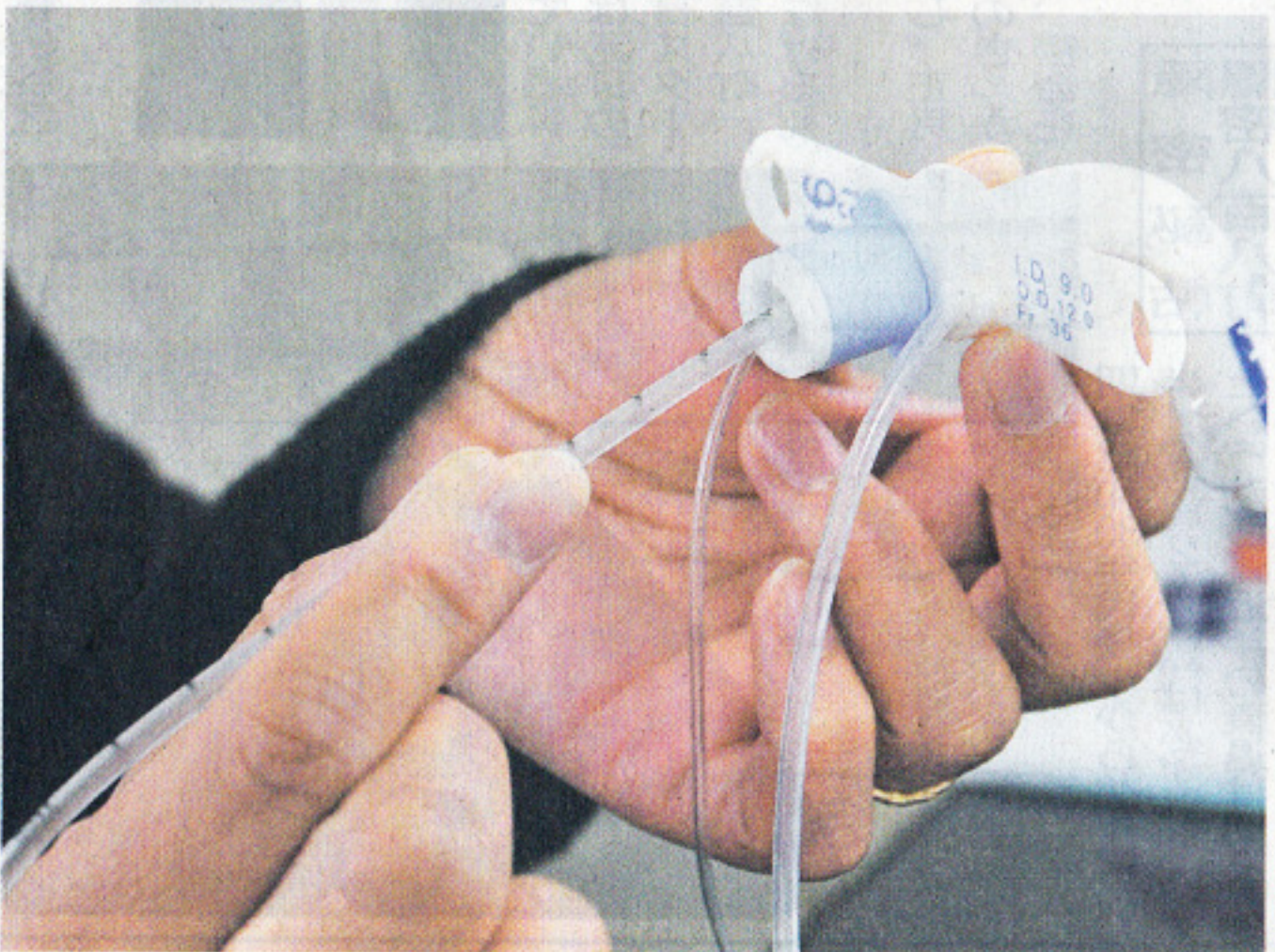
出す事業所は増えない。

「自宅でお世話する人、される人の生活に寄り添ってみれば、医療的ケアへの支援が必要なことははっきり分かる。法律が整わない今も、本人と家族の暮らしは続いている」と佐藤さんは訴える。

政府は今春、たん吸引など一部の医療行為を介護職員にも拡大する方針を示し、早ければ来年の法案提出を目指すとしている。暮らしの実態に合った法整備を、一日も早く進めてほしい。

(三浦美和子)

## 一日も早い環境整備を



細い管を使って唾液やたんを吸い出す「たん吸引」。在宅介護では多くの場合、家族が付きっきりで担っている